

平成 29 年 9 月 1 日

各位

株式会社 西 京 銀 行

取締役頭取 平岡 英雄

一部のお客さまのキャッシュカードでの振込み機能の利用制限について  
～ お客さまの大切なご資産をお守りします ～

西京銀行は、9月22日（金）より、振り込め詐欺を防止するため、一部のお客さまに対して、当行キャッシュカードでの ATM お振込みに関して利用制限を実施させていただくことになりましたので、お知らせします。

昨今、ATM に不慣れなご高齢のお客さまを誘導し、預金を振り込ませる振り込め詐欺（還付金詐欺）が多発しております。当行では、被害を未然に防止し、お客さまの大切なご預金をお守りするために、山口県警察本部からの要請のもと、下記のとおり、利用制限を実施させていただきます。対象となるお客さまには、ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

#### 記

#### 1. 対象となるお客さま

以下の条件を両方とも満たす個人のお客さま

- (1) 70 歳以上の方
- (2) 過去 3 年間（平成 26 年 9 月 1 日以降）、当行の ATM でお振込み利用実績のない方

#### 2. 利用制限の内容

当行キャッシュカードでの ATM お振込みができなくなります

#### 3. 利用制限の開始時期

平成 29 年 9 月 22 日（金）より

#### 4. その他

キャッシュカードによるお預入れやお引出しは、従来通り可能です

以上

◆本件に関するお問い合わせ

西京銀行 コンプライアンス統括室（担当：宮崎・内山）

TEL：0834-22-7673